



民生委員・児童委員研修

生活福祉資金貸付制度について

神奈川県社協 地域福祉部生活支援課



目次

01 はじめにーみなさまにお伝えしたいことー

02 生活福祉資金貸付制度とは

03 生活福祉資金貸付制度の生い立ちと変遷

04 生活福祉資金貸付制度による資金の種類

05 生活福祉資金貸付制度と他制度との関わり

06 生活福祉資金貸付制度における民生委員の役割

01 はじめに — みなさまにお伝えしたいこと —



本日の研修では、生活福祉資金貸付制度の概要をお伝えいたします

- **生活福祉資金貸付制度**は**民生委員の活動の中から生まれた制度**で、制度創設以来、**社協と民生委員が連携・協働し、低所得者の支援施策としての役割**を担ってきました。
- みなさまには、生活福祉資金貸付制度という**低所得者を対象とした貸付制度があることを知っていただく**とともに、担当地域に、何かしらの**経済的な生活課題、お困りごとを抱えている世帯**の方がいらっしゃいましたら、**お住いの社協にご相談**するようおつなぎください。

02 生活福祉資金貸付制度とは

資金の目的 「生活福祉資金貸付制度要綱」第1

低所得者、障害者又は高齢者に対し、**資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。**

なお、**生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図るものとする。**

つまり… **他からの借入れが困難な世帯に対し、資金の借入れを通じて、その世帯に必要な援助・相談等を行うことで、経済的な自立や生活意欲を促し、安定した生活を送れるよう支援していく制度**です。

02 生活福祉資金貸付制度とは

第1種社会福祉事業への位置づけ

- 社会福祉法第2条に規定する「**生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業**」に該当するものとして、第1種社会福祉事業に位置づけられています。

貸付対象：生活福祉資金は「世帯」への貸付です



低所得世帯

- 世帯の総収入が一定の収入基準を超えないこと（概ね生活保護法に基づく生活扶助基準の1.7倍）

障害者世帯

- 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた方が属する世帯

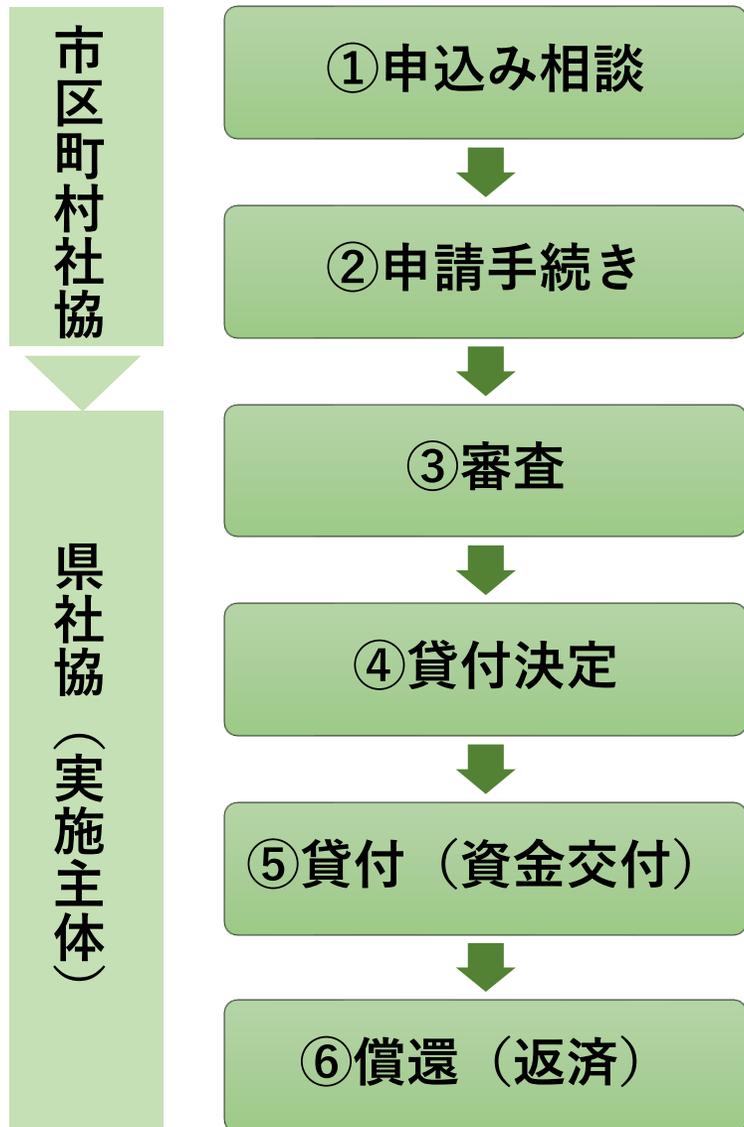
高齢者世帯

- 65歳以上の高齢者の属する世帯

生活保護世帯

- 生活保護を受給中で、福祉事務所長の許可を得た世帯

02 生活福祉資金貸付制度とは



【貸付の問合せ、相談を受けたとき】

- ・生活を支える視点で
- ・適切なサービスの検討 = 貸付とは限りません
 - ⇒生活福祉資金の利用が解決策の一つか検討する
 - ⇒貸付の利用が考えられる場合は、具体的な情報提供とともに、市区町村社協に連絡し貸付につなぐ

条件に見合っているか、資金の種類は適切かなどは、複雑な部分があるので、世帯から相談があった場合は市区町村社協に相談するようご案内ください

注意：すべての資金に貸付条件があります
「困っている = 貸付」ではありません

※要件に該当せず貸付不承認となることもあります

継続的な相談支援、償還支援を行う中で、新たな生活課題を把握することもあり得ます

償還完了をもって生活福祉資金による支援は終結となります

02 生活福祉資金貸付制度とは

債務関係者とは

たとえば、**教育支援資金**の場合

- ◆借受人は子ども
- ◆連帯借受人は親（生計中心者）
- ◆連帯保証人は原則不要

- ◆ **借受人** = 資金を借り受ける本人
- ◆ **連帯借受人** = 借入申込者と連帯して債務を負担する人
- ◆ **連帯保証人** = 借受者と連帯して債務を負担する保証人



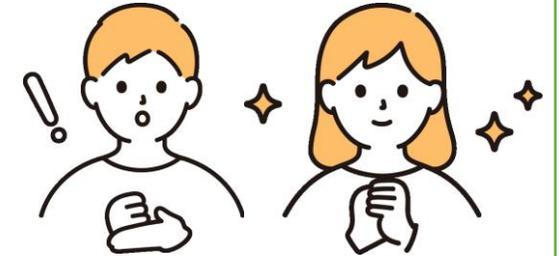
連帯保証人について

- ・原則、借入れに際し連帯保証人を立てる必要があります
- ・借受人、連帯借受人との間に信頼関係があること
- ・生活福祉資金における世帯収入基準以上程度の所得があること
- ・借受者とは別生計であること（原則、県内在住）
- ・生活福祉資金の借受者ではないこと
- ・連帯保証人の責務を自覚していること

02 生活福祉資金貸付制度とは

貸付金の償還（返済）に関すること

- ・ 無理のない償還計画をたてる
- ・ 債務関係者あてに「償還残額のお知らせ」を発行しています（年4回）
- ・ 返済が滞ってしまったら・・・
なぜ滞納になってしまったのか、原因を把握するため、社協と連絡し状況調査を行います
（世帯に起きたこと、起こりつつあることの把握）
※つまづきはじめに注意し、滞納が続かないよう働きかけています
※居住確認できないときは住所調査も行っています
- ・ 世帯事情に応じた負担軽減措置があります
少額ずつでの返済、償還金支払猶予、償還金支払い免除、延滞利子免除といった負担軽減措置があります



03 生活福祉資金貸付制度の生い立ちと変遷

民生委員の「世帯更生運動」がきっかけ

昭和30年に「世帯更生資金貸付制度」として創設

平成2年10月に「世帯更生資金」から
「生活福祉資金」へ名称変更

戦後、貧困者の救済とその自立更生に向けて民生委員が自主的にはじめた「**世帯更生運動**」が全国的に広がりを見せ、**貸付制度の創設**に至りました。

創設以来、社協と民生委員が連携・協働し、住民の生活支援を行っています。

また、これまでの間、制度内容の見直しを重ねつつ、半世紀以上にわたり、低所得者の支援施策としての役割を担ってきました。

03 生活福祉資金貸付制度の生い立ちと変遷

平成21年 生活福祉資金貸付制度の見直し

- 資金種類の統合・再編
これまで10種類あった資金種類が、「総合支援資金」・「福祉資金」・「教育支援資金」・「不動産担保型生活資金」の4種類に。
- 貸付利率の引き下げ
原則年3% → 連帯保証人あり：無利子
連帯保証人なし：年1.5%
- 連帯保証人の要件緩和 等

平成27年4月 生活困窮者自立支援法との連携

平成20年の世界的な金融危機を契機に経済が急速に悪化し、厳しい雇用・経済状況が問題化しました。

その対応を求められる中で、資金種類の統合・見直しがあり、このときに「総合支援資金」が創設されました。

平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、両制度が密接な連携を図ることで、効果的、効率的に機能することが期待されています。

03 生活福祉資金貸付制度の生い立ちと変遷

災害時の対応

- 大災害時の被災世帯に対する特例措置として、台風や豪雨、震災時に「緊急小口資金」や「福祉資金（福祉費）」の貸付を行ってきました。

昭和34年 伊勢湾台風
平成7年 阪神・淡路大震災
平成23年 東日本大震災
平成28年 熊本地震
平成30年 西日本を中心に発生した豪雨
北海道胆振東部地震

- 令和2年3月には、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、「緊急小口資金」とともに初めて「総合支援資金」も特例貸付を実施しました。

コロナ特例貸付

【受付期間】

令和2年3月下旬から
令和4年9月末日まで

【資金種類】

緊急小口資金：20万円以内
総合支援資金：複数世帯/月20万円以内
単身世帯/月15万円以内

感染拡大防止のため、郵送での申請受付も行いました。

神奈川県貸付決定状況

緊急小口資金 約11万件、約194億円
総合支援資金 約13万件、約684億円

令和5年1月から返済開始となっておりますが、償還免除、償還猶予といった負担軽減策も講じられているほか、借受人に寄り添った支援が求められています。

04 生活福祉資金貸付制度による資金の種類



	生活支援費/住宅入居費/一時生活再建費
据置期間	6月以内
償還期間	据置期間経過後10年以内
貸付利子	連保あり：無利子 連保なし：年1.5%
連帯保証人	原則必要 (いなくても貸付可)

総合支援資金	
<p>失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計相談支援等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯</p> <p>※就職が内定している場合をのぞき、原則、自立相談支援事業の利用が必要</p>	
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 複数世帯：月20万円以内 単身世帯：月15万円以内 貸付期間：原則3月（最大12月）
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用（40万円以内）
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用（60万円以内）

04 生活福祉資金貸付制度による資金の種類



	福祉費	緊急小口資金
据置期間	6月以内	2月以内
償還期間	据置期間経過後 20年以内	据置期間経過後 12月以内
貸付利子	連保あり：無利子 連保なし：年1.5%	無利子
連帯保証人	原則必要 (いなくても貸付可)	不要

福祉資金	
福祉費	<p>日常生活を送るうえで、または自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用</p> <p>例) 技能習得に必要な経費 障害者用の自動車購入経費 療養に必要な経費及びその期間の生活費 住宅の移転(転居)に必要な経費 生活保護世帯のエアコン購入経費</p> <p>※資金用途により貸付上限額や償還期間は異なります</p>
緊急小口資金 10万円以内	<p>緊急かつ一時的に生計維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用</p> <p>例) 年金等公的給付の支給開始までの生活費 転職後の初回給与支給までの生活費 医療費等の支払いにより不足する生活費</p> <p>※就職が内定している場合をのぞき、原則、自立相談支援事業の利用が必要</p>

04 生活福祉資金貸付制度による資金の種類



	教育支援費/就学支度費
据置期間	卒業後6月以内
償還期間	据置期間経過後20年以内
貸付利子	無利子
連帯保証人	不要 (世帯内で連帯借受人が必要)

教育支援資金	
<p>学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。）、大学（専門職大学、短期大学、専門職短期大学及び専修学校の専門課程を含む。）または高等専門学校が対象</p>	
教育支援費	<p>高等学校、大学等に就学するのに必要な経費</p> <p>例) 授業料、設備費、実習費、交通費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 月額35,000円以内 ・高等専門学校、短期大学 月額60,000円以内 ・大学 月額65,000円以内 <p>※いずれも、特に必要と認める場合に限り、月額の1.5倍の額まで貸付可能</p>
就学支度費	<p>高等学校、大学等に入学に際し必要な経費</p> <p>例) 入学金、制服代、教科書代</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500,000円以内

04 生活福祉資金貸付制度による資金の種類



	不動産担保型生活資金（要保護含む）
据置期間	契約終了後3月以内
償還期間	据置期間（3ヶ月）終了時
貸付利子	年3%、または長期プライムレート のいずれか低い利率
連帯保証人	不動産：必要(推定相続人から選任) 要保護：不要

不動産担保型生活資金	
一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、 住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、所有する居住 用不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	
不動産担保型 生活資金	借受人の属する世帯が市町村民税非課 税程度の低所得世帯が対象 <ul style="list-style-type: none"> ・土地の評価額が概ね1,500万円以上 ・貸付限度額は評価額の70%程度 ・貸付月額は月30万円以内 ・集合住宅は対象外
要保護世帯向け 不動産担保型資金	本制度を利用しなければ、生活保護の 受給を要することとなる要保護世帯 であると保護の実施機関が認めた世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・土地及び建物の評価額が概ね500万円以上 ・貸付限度額は評価額の70%程度（集合住宅 の場合は50%） ・貸付月額は生活扶助額の1.5倍以内

05 生活福祉資金貸付制度と他制度との関わり

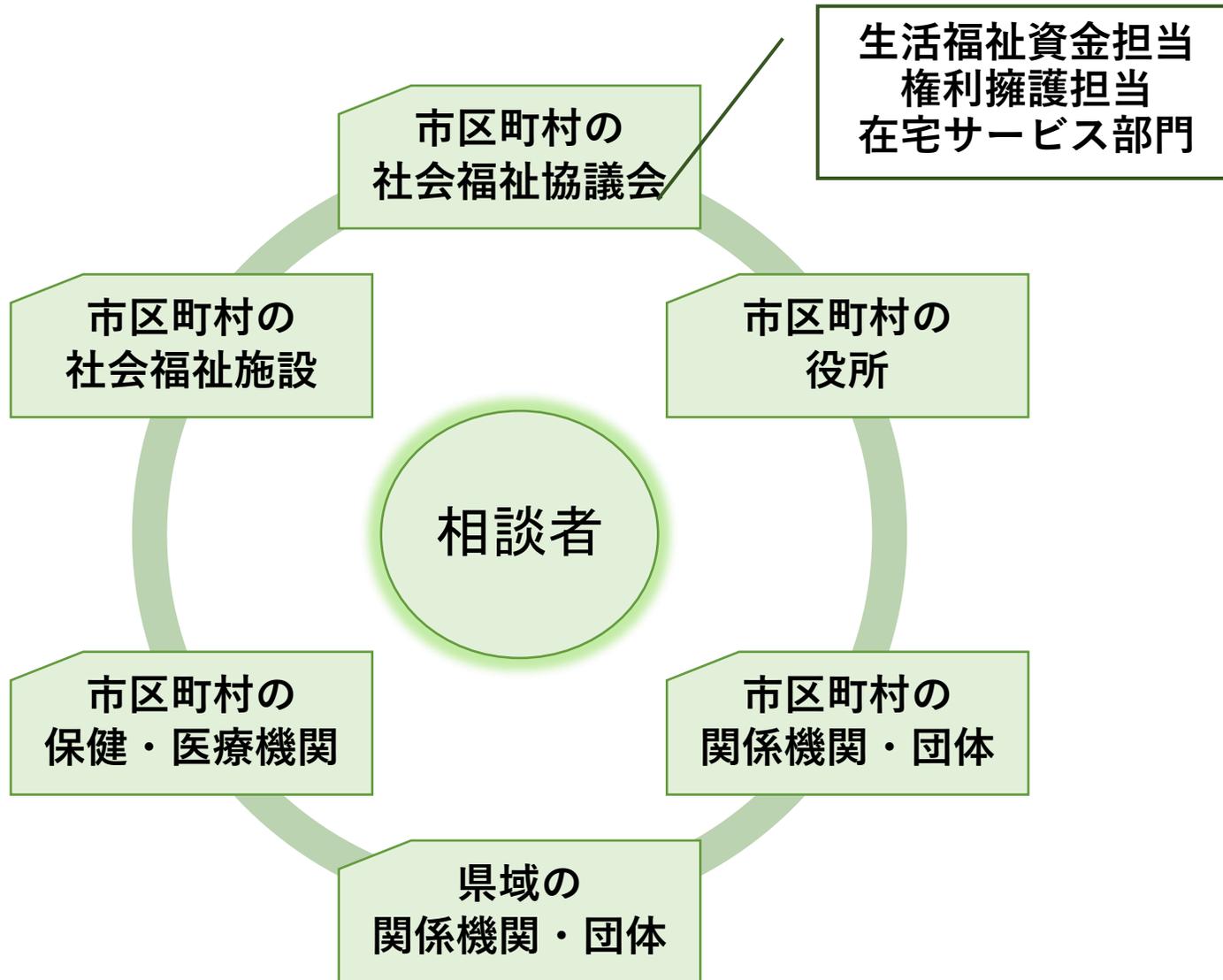
生活保護法、その他の施策との関係

- 他の公的な支援制度が利用できる場合は、他制度の利用が前提です。

たとえば・・・

- 求職者からの生活費の借入れの相談
 - ➔ ・ ハローワークでの失業申請の有無
 - ・ 求職者支援制度の利用の有無
- ひとり親世帯からの教育費の借入れの相談
 - ➔ ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の利用の可否
 - ・ 日本学生支援機構等の奨学金利用の有無
- 生活保護世帯からのエアコン購入費の借入れの相談
 - ➔ ・ 福祉事務所から貸付の必要性を認められているか

05 生活福祉資金貸付制度と他制度との関わり



生活福祉資金は単に資金の貸付けを行うのではなく、必要な相談支援をあわせて行うことにより、世帯の自立を図る制度です。

資金貸付で対応困難なニーズに対して、必要に応じて関係機関を紹介するなどの橋渡しを行うことも考えられます。

06 生活福祉資金貸付制度における民生委員の役割

「生活福祉資金貸付制度要綱」では・・・

- 民生委員は、**民生委員法第14条の職務内容に関する規定に基づき**、都道府県社協と市町村社協と緊密に連携し、本貸付事業の運営についても積極的に協力するものとする。具体的には、
 - (1) 都道府県社協及び市町村社協、福祉事務所等関係機関と連携した**本制度の広報・周知活動**
 - (2) 本制度の利用に関する**情報提供、助言**
 - (3) **都道府県社協及び市町村社協の要請に基づく**、借入申込者及び借受人の属する世帯の**調査及び生活実態の把握**
 - (4) 借受人及び借入申込者の**自立更生に関する生活全般にわたる相談支援**

06 生活福祉資金貸付制度における民生委員の役割

参考：民生委員法第14条

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 四 社会福祉を目的とする事業を經營する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

06 生活福祉資金貸付制度における民生委員の役割

運用の見直しの概要（令和7年1月1日より）

令和5年地方分権改革提案

まったく面識のない住民の意見書を作成することは困難なため、当該手続きの廃止を求められました。

これを受け、令和7年1月1日より、民生委員の心理的・事務的な負担軽減を目的とした運用の見直しが図られることとなりました。

- ① **借入申込み時に、担当民生委員等を経由せず直接申請できる場合の拡大**
※本県では、従前より経由せず申請が可能のため、見直しによる影響はありません。
- ② **民生委員調査書を作成する場合の限定**
※本県では、要請する場合の要件を一律に示しがたいことなどから、見直し後は、作成に係る要請をしないこととなりました。

06 生活福祉資金貸付制度における民生委員の役割

運用の見直しのなかでのかわり



生活福祉資金は、地域での民生委員等による福祉的な関わりやつながりを通じて、貸付と相談支援を一体的に行うことを趣旨の一つとしているところです。

運用はかわりましたが、貸付制度要綱における民生委員の役割にかわりはなく、**本制度の運営における担当民生委員等による協力は引き続き重要**であると示されています。

民生委員の皆様には、これまでと同様に、地域で暮らす低所得世帯を支援する社会資源のひとつとして、「**社協**」を紹介する**つなぎ役**をお願いいたします。



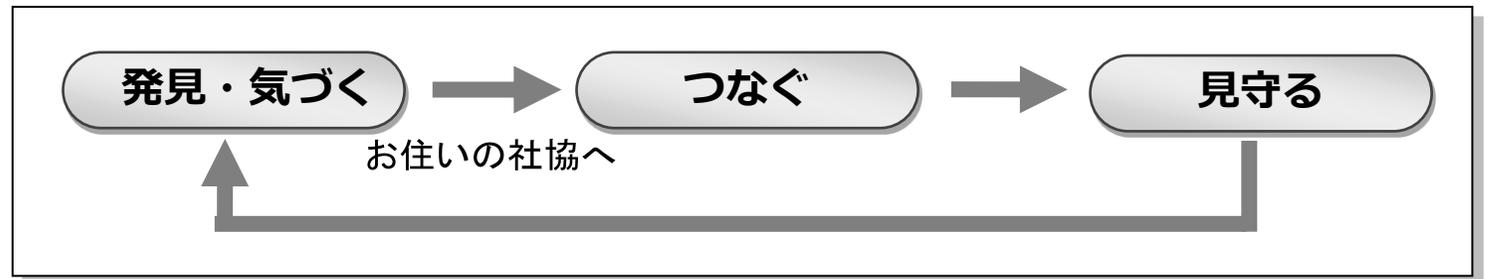
同じ住民としてどのように接するか

- 個人情報の保護
- さりげなさ
- 世帯の変化に気づいたとき、困ったときなどは、まず、社協、関係者、関係機関に相談を！

最後に

“地域のなかで、住民に寄り添い、見守る”

= 民生委員・児童委員ならではの活動



～ 引き続き見守りをお願いいたします ～

ご清聴ありがとうございました

生活福祉資金に関するお問い合わせは

神奈川県社協 地域福祉部生活支援課

電話 045-534-6082 へ

神奈川県社会福祉協議会HP

